

経税部
だより

「国家戦略特区」制度の現状と問題点

税理士 林 明

住民の意思が反映されない

「国家戦略特区」の概要

現在、話題の加計学園問題で舞台となった「国家戦略特区」の問題点について、いくつか指摘したい。

まず「国家戦略特区」制度の概要である。国家戦略特区は、正式には「国家戦略特別区域」といい、2013年12月に成立した国家戦略特別区域法が根拠法である。

第一条には目的が以下のように述べられている。「この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、国が定める国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」

規制が岩盤規制であり、成長戦略、地方創生の障害であり、それを突破する先兵として特区が位置づけられる。

特区構想は成功しているか

海外の状況

2012年、韓国政府は経済自由区域に関する事業評価を実施した。85地域で評価を行った結果事業が良好としたのは約半分47地域だった。また外資の誘致に関しては、2003年から2013年の10年間で経済自由区域に投入された外資はその期間に韓国全土に入ってきた外資の6パーセントであった。国家的プロジェクトとして約13兆円投じられたが当初の目論見を大きく下回る成果だった。

2013年9月に設置された上海市の自由貿易試験区においても、外資誘致は苦戦していると言われている。途上国(たとえばカンボジア)に設置されている特区とのインセンティブ競争に、上海市といえども勝てなくなっているというのだ。ましてや、途上国に比べ格段に

人件費の高い韓国が外資誘致に成功するためには規制緩和のレベルを上げる必要があるが、国内の法制度を無視してはできない。

地域独自の特区制度

東京と大阪の事例

東京都のアジアヘッドクォーター特区という特区制度が今年3月で終了したが、今後制度を更新していくかどうかは未定というところだ。この特区は、「国際戦略総合特別区域の一つとして平成23年に国の指定を受けました。アジア地域の業務統括拠点や研究開発拠点の

医療・農業・教育・雇用・都市計画等に関する

のでしょう」ということだ。大阪府においても同様な成長特区制度がある。「大阪府内の成長特区地域に進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税を軽減します。府外から成長特区に新たに進出の場合、法人二税は5年間ゼロ+5年間は1/2(最大の場

合)。不動産取得税は事業計画認定後3年以内に取得した対象不動産にか

かる不動産取得税を最大ゼロにします」としている。今のところ(5月1日現在)9つの認定企業が紹介されているが、いずれも内国法人である。途上国において成長の起爆剤として威力を発揮する特区制度だが、経済的に成熟している日本のように国において特区制度が成功する(経済成長につながる)のは難しい。理由として外資誘致が見込めないこと、及び外資に代わり国内企業が

進出すれば、国内の他地域の資本、雇用が失われることになり、地域間格差を広げるだけの結果に終わる、ことが挙げられる。

国家戦略特区制度の大きな問題点として、特区制度により影響を受ける地域住民が、事前にも事後においても意見をきい、はきむことができないことが挙げられる。

加計学園の獣医学部新設をめぐっては、今治市(菅良二市長)の住民、黒川敦彦氏ら4氏が、同学部建設用地(総額37億円相当)を市が無償で譲渡し、建設補助金最大96億円の支給を決めたことを違法として、同市の監

査委員会に住民監査請求を行ったが、現状は、一自治体にとつて巨額の事業になっているにもかかわらず、直接住民側に事業の是非について物申す手段がない。

今治市に限らず、医療、農業、民泊等地域住民の生活にとって様々な問題が出てきている中、地域住民はただ受け身を強いられる今回の特区制度について、住民意思不在という大きな問題がある。(終わり)

(参考) 国際戦略総合特区(国家戦略特区制度の前年に成立した制度)内における地域独自の税制度

特区名	地方公共団体名	地域独自の税制優遇措置	内容
グリーンアジア国際戦略総合特区	福岡県	不動産取得税の課税免除	・建物とその敷地(対象建物に係る部分)の不動産取得税(税率:建物4%、土地:3%)を免除
	北九州市	固定資産税の課税免除	・建物・構築物とその敷地、研究開発用機械設備等の固定資産税(税率:1.4%)を3年間免除
	福岡市	固定資産税、都市計画税の課税免除	・家屋およびその附属設備、構築物ならびに機械装置、器具備品の固定資産税(税率:1.4%)および都市計画税(税率:0.3%)を3年間免除
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	愛知県	不動産取得税の課税免除、軽減	・建物とその敷地(対象建物に係る部分)の不動産取得税(税率:建物4%、土地:3%)を免除、軽減
	名古屋市	法人市民税の課税軽減	・法人市民税(均等割、所得割)を一律5%減税
	安城市	固定資産税の課税軽減	・中小企業および個人事業者が新たに取得する機械装置、器具備品の固定資産税(税率:1.4%)を、取得後2年間、95%減税(2014年1月1日取得分まで)
つくば国際戦略総合特区	瑞浪市	固定資産税の課税免除	・建物・構築物とその敷地の固定資産税(税率:1.4%)を3年間免除
	茨城県	法人事業税の課税免除	・県内に事業所等を新設・建設し従業員が5人以上増加した場合、当該事業所等の増設に伴って増加した従業員数の割合に応じて、3年間法人事業税を課税免除
	つくば市	不動産取得税の課税免除	・県内に事業所等を新設・建設し従業員が5人以上増加した場合、建物とその敷地(対象建物に係る部分)の不動産取得税(税率:建物4%、土地:3%)を免除
関西イノベーション国際戦略総合特区	大阪府	固定資産税、都市計画税の課税	・機械装置、家屋とその敷地に係る固定資産税(税率:1.4%)および都市計画税(税率:0.3%)を最長3年間免除・実証試験用の土地を提供した者に対し、固定資産税および都市計画税を最長3年間減免
		法人府民税法人事業税	・特区に新たに進出する場合5年間ゼロ+5年間1/2
		不動産取得税	・事業計画認定後3年以内に取得した特区事業用不動産の場合はゼロ

出典: 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース「2014年版国家戦略特区における税制上の支援措置」より

29日 出演

第40回 保険医まつり

2017年 **10月28日(土) 29日(日)**

12:00~19:00 10:00~17:00

マイドームおおさか

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号

メインゲスト
月亭八光、桜 稲垣早希

好評につき、またまた開催!

今年も やります! **展示特売会**

ホンダ 福祉車

アウディ

カーフェスタ

※プログラムは検討中です。変更の可能性もあります。

忍者になって 手裏剣を投げよう!

忍者体験

40周年特別抽選会

ハズレくじなし!

豪華景品が当たる?!

今年も「食」がアツい!

- ・北海道海鮮弁当
- ・にぎり寿司実演販売
- ・くまもと物産展
- ・すまいんコーナー
- ・緑日コーナーなど

各種セミナーあり

※プログラムは検討中です。変更の可能性もあります。